



Tax Watch Update

Issue No. 17

2012年7月

法人所得税	2
付加価値税	3
外国契約者税	4

要約

- ▶ 特定分野で活動し、多くの労働者を雇用する企業は 2012 年度の法人税が 30%削減される。
- ▶ 税金税減税措置は宝くじ、不動産、証券、金融、銀行、保険の分野、特別消費税の対象に属する商品・役務の生産分野で事業している事業体などには適用されない。
- ▶ 生産・販売活動目的で、事業体の名前、住所、税コードを明記するインボイス・証票がある通話料は法人所得税を計算する際に控除可能な費用として認識される。事業体が一定金額の通話料を支給する場合、労働契約書に明記する必要がある。
- ▶ 生産・販売活動からの為替差益及び会計年末に外貨建て買掛金の再評価から生じる為替差益は 2011 年度の法人税において 30%減税となる。

法人所得税（法人税）

2012 年度の法人税を 30%削減

2012 年 6 月 21 日に、国会は以下の事業体の 2012 年度の法人税を 30%削減する決議 29/2012/QH12 を採択しました。

- ▶ 中小企業
- ▶ 農業、林業、養殖、紡績縫製、革製品、靴、電子部品などの生産、加工分野；経済的社会的インフラ工事の建設に携わり、多くの労働者（300 人以上）を雇用する企業。

税金削減措置は宝くじ、不動産業、証券、金融、銀行、保険の分野、特別消費税の対象に属する商品・役務の提供を実施している事業体、経済グループ、総会社に属する第 1 グレード、特別グレードの事業体に適用されません。

政府は本決議の詳細施行を規定するレギュレーションを発行します。

従業員に支給する通話料

税務総局の 2012 年 5 月 18 日付け Official Letter 1685/TCT-CS により、従業員に支給する通話料は以下の要件を満たす場合、法人所得税を計算する際に控除可能な所得として計上されます。

- ▶ 事業体の事業活動のための通話料
- ▶ 事業体の名前、住所、税コードを明記するインボイス・証票がある。

事業体は一定金額の通話料を支給する場合、その一定金額を労働契約書に明記する必要があります。当該費用は事業体の給料費用として見なされ、法人所得税を計算する際に控除可能な費用になります。

為替差益に対する 2011 年度の法人税の 30%減税

税務総局の 2012 年 5 月 16 日付け Official Letter 1624/TCT-CS により、事業体が所定要件を満たす場合、生産・販売活動からの実現為替差益及び会計年度末の外貨建て買掛金の再評価からの未実現為替差益は 2011 年度の法人税の 30%減税の対象となります。

要約

- ▶ 事業者は内部使用に出庫する製品に対してインボイスを発行するしその仮払VATを申告、控除することができる。
- ▶ 財務省は首相に対して、貸付活動より得た収入に対しては（金融機関と事業者とは区別することなく）VATを徴収すべきではないとのOfficial Letterを提出した。
- ▶ 支店が本店に商品を転送する際に、出庫表兼内部転送表に内部転送指示書を添付してVATインボイスを発行しない場合、支店は内部転送商品に対するVATを申告する必要がない。
- ▶ Ho Chi Minh市の税務当局は「事業者が海外の顧客とサービス提供契約を締結して、当該海外顧客が他ベトナムの顧客に当該サービスを再提供する場合、当該事業者はベトナムに於ける恒久的施設（PE）とみなされ、10%のVAT税率を適用しなければならない」と規定した。

付加価値税（VAT）

内部使用のための在庫に対する付加価値税（VAT）の申告、控除

税務総局の2012年5月29日付けOfficial Letter 1838/TCT-GSは「事業者が内部使用のために在庫を出庫する場合にもアウトプットVATインボイスを発行し、VATの計算すると同時に当該VATをインプットVATとして申告、控除することできる」と再確認しました。

ローン利息に対するVAT

既存の規則により、非金融組織に支払うローン利息はVAT課税の対象に属します。しかし、税務総局の2012年6月13日付けOfficial Letter 2002/TCT-DNLにより、財務省は政府首相に検討用2012年05月12日付Official Letter 6812/BTC-TCTを提出しました。それにより、組織・個人（金融機関と事業者とは区別しない）の貸付活動より取得した収入に対してはVATを徴収しない旨の検討を要求しております。首相の指導を得た後に、財務省より詳細なガイドラインが発行されます。

内部転送商品に対するVAT

税務総局の2012年4月23日付けOfficial Letter 1373/TCT-GSにより、支店が本店に商品を転送する際に、出庫表兼内部転送表に内部転送指示書を添付してVATインボイスを発行しない場合、支店は内部転送商品に対するVATを申告する必要がありません。

輸出サービスに対するVAT

2012年6月27日に、Ho Chi Minh市の税務当局はOfficial Letter 4918/GT-TTHTにて、下記事項を規定しました。

事業者が海外の顧客とサービス提供契約（コンサルタント、研究及び書類準備など）を締結する場合、該当サービスからの売上は0%VAT税率を適用できます（VATに関する財務省のCircular 06/2012/TT-BTCの第9条、2b項に規定する輸出サービスに対する0%税率適用要件を満たす場合）。

但し、事業者が海外の顧客とサービス提供契約を締結して、当該海外顧客が他のベトナムの顧客に当該サービスを再提供する場合、当該事業者はベトナムに於ける恒久的施設（PE）とみなされ、10%のVAT税率を適用しなければなりません。

要約

- ▶ みなし法に基づきFCTを納税する海外組織に支払われる借入利息はVAT5%、法人税5%の外国契約者税が課税されます。
- ▶ 2012年7月1日より税務当局は外国契約者の代わりに外国契約者税を納付するベトナム法人に10桁税コードを発行するのみとし、Circular 84/2012/TT-BTCに規定する外国契約者への13桁の税コードの発行を撤廃します。

外国契約者税 (FCT)

ローン利息に対する VAT

借入金の利息にかかる VAT

Ho Chi Minh市の税務当局の2012年6月27日付け Official Letter 4927/CT-THTにより、みなし法によってFCTを納税する海外事業体に支払われる借入利息はVAT5%及び、法人税5%の外国契約者税の対象となります。

ただし、財務省が政府首相に対して、貸付活動により取得した収入に対してはVATを徴収すべきではないと提案をしていることに留意が必要です。

この提案に関する回答はまだ得られておりません。

外国契約者に対する税コード発行の撤廃

Circular 80/2012/TT-BTCによって、2012年7月1日より税務当局は外国契約者税を代行納付するベトナム法人に対してのみ10桁の税コードを発行し、Circular 84/2012/TT-BTCによって規定されていた外国契約者へ発行する13桁税コードの発行を撤廃致しました。

ベトナム法人は10桁税コードを使用して、外国契約者、請負業者のFCTを申告納税します。外国契約者の代行に税金を確定申告或いは納税した金額を確認する必要がある際には、ベトナム法人は請負契約書及び関連書類を税務当局に提供する必要があります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000261

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。